

平成30年4月からの

# 保育園・幼稚園・幼児園の入園案内

市立保育園・法人立保育園・小規模保育施設・市立幼児園(中・長時部)

■対象年齢

- 市立保育園・幼児園(中・長時部)：0歳児(生後6か月後)～5歳児
- 法人立保育園：0歳児(生後3か月後)～5歳児
- ※ただし、こだま乳児保育園は、0歳児(生後3か月後)～2歳児
- 小規模保育施設：0歳児(生後6か月後)～2歳児

■入園基準(保育の必要性)

入園希望月に次の①～⑩のいずれかの事由に該当し、子どもに保育が必要な人が対象となります。対象となる場合は、保育の必要性について市が認定を行います。詳しくは、入園案内をご覧ください。

■対象者

入園希望月の一日に、本市に在住し、市民として登録がある人

園名	区分	電話番号
金勝第1 幼児園	市立	558-0250
金勝第2 保育園	市立	558-0068
葉山 幼児園	市立	552-0079
葉山東 幼児園	市立	553-9102
治田 保育園	市立	552-1079
治田東 幼児園	市立	554-0054
治田西 幼児園	市立	553-4651
大宝西 保育園	市立	553-6990
こだま 保育園	法人立	554-5262
グランマの保育園	法人立	554-1744
こだまふれんどこ保育園	法人立	554-3239
治田西第3力三園	法人立	553-3907
治田西第3力三園	法人立	554-0581
大宝カナリヤ園	法人立	552-2088
なないろ 保育園	小規模	599-3200

▶市立保育園・法人立保育園・小規模保育施設・市立幼児園(中・長時部)

- ①保護者が就労により保育できない(4時間/日以上かつ16日/月以上)
- ②妊娠中である、または出産後間がない
- ③病気、または心身に障がいを持っている
- ④同居または長期入院などしている親族を常時介護・看護している
- ⑤災害復旧などに当たっている
- ⑥求職活動を継続的に行っている
- ⑦就学している
- ⑧虐待またはDVのおそれがある
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である(出産後1年まで)
- ⑩市長が認める①～⑨に類する状態にある

■保育時間(保育必要量)

保育の必要性の認定を行う場合、同時に保育必要量について認定を行います。



保育必要量	市立保育園・幼児園(中・長時部)	法人立保育園	小規模保育施設
保育標準時間認定(最長11時間)	7時30分～18時30分	7時～18時	7時30分～18時30分
保育短時間認定(最長8時間)	8時～16時	保育園により異なります(詳しくは申込書に記載)	8時～16時

※原則的に保育を受けることができるのは、上記の時間に関わらず、就労などで保育が必要な時間です。

**市立幼稚園・市立幼児園（短時部）**

■対象年齢

3歳児～5歳児

■対象者

申込書提出時に、本市に在住し、市民として登録がある人

■申込み受付

乳幼児数の増加に伴い、限られた施設を有効に活用するため、就学を控えた4・5歳児の入園を優先することとします。このため、3・4・5歳児の入園申込みを10月に一斉に受け付け、先に4・5歳児のクラス数を決定します。

その後、各園における残りの保育室の状況に応じて3歳児の受け入れを行います。申込み人数が3歳児の受け入れ数を超えた園については、その園に申込みをされた当該通園区域内の全ての3歳児を対象として入園の抽選を行います。抽選となった場合は、10月末日までに郵送にて通知します。抽選がない場合は、通知はしません。抽選日は、通知をご覧ください。市ホームページにも掲載します。

かった人は、通園区域外で受け入れ可能な園に申込みができます。

園名	電話番号
金勝第1幼稚園	558-0250
葉山幼児園	552-0079
葉山東幼児園	553-9110
治田幼稚園	552-2756
治田東幼児園	552-1717
治田西幼児園	553-4641
大宝幼稚園	552-1698
大宝幼稚園分園	551-5242
大宝西幼稚園	553-3788

▶市立幼稚園・市立幼児園（短時部）

**利用者負担額（保育料）**

保育園・幼稚園・幼児園の平成30年4月から8月までの利用者負担額は、子どもの各扶養義務者の平成29年度の市町村民税額の合計額により算定します。

平成30年9月から平成31年3月までの利用者負担額は、子どもの各扶養義務者の平成30年度の市町村民税額の合計額により算定されます。詳しくは、入園案内をご覧ください。

※市立保育園、幼児園（中・長時部）、法人立保育園、小規模保育施設は、いづれに入園しても、同じ額となります。

※保育短時間認定の利用者負担額は、保育標準時間認定の利用者負担額の4分の3の額です。

**申込書の交付・受付の日時と場所**

- 時間：8時30分～17時
- 場所：各保育園、幼稚園、幼児園、幼児課

※小規模保育施設での受付はできません。

※施設見学を希望する人は、事前に各園へ電話でお問合せください。

※保育の必要性に応じて入園申込みの判断をすることから同一世代では、保育園・幼児園（中・長時部）・小規模保育施設と幼稚園・幼児園（短時部）との両方に申し込むことはできません。

※現在（平成29年度中）、保育園・小規模保育施設・幼児園・幼稚園に在園している園児も、申込みが必要です。

※入園基準に該当すると認められない場合や、受け入れ可能人数を超えた場合は、入園できないことがありますので、ご了承ください。

※入園基準に該当すると認められない場合や、受け入れ可能人数を超えた場合は、入園できないことがありますので、ご了承ください。



**園幼児課**

☎ 551-0424 FAX 551-0149

または各園へ

申込対象園	申込書交付日	申込み受付日
市立幼稚園 市立幼児園（短時部）	9月25日(月)～ 9月29日(金)	10月10日(火)～ 10月13日(金)
市立保育園 法人立保育園 市立幼児園（中・長時部） 小規模保育施設		10月16日(月)～ 10月20日(金)

# 9月は同和問題啓発強調月間

毎年9月は「同和問題啓発強調月間」です。この期間に合わせて滋賀県内各地では、同和問題への理解と認識を深め、部落差別をなくしていくために、さまざまな啓発事業が行われます。

この機会に同和問題について考えてみませんか。

## 部落差別は過去のこと？

同和地区の所在を問い合わせたり、インターネット上で差別を助長するような書き込みなどが氾濫したりと、部落差別は、決して過去のものではありません。

自分の能力や人柄とは関係なく、同和地区と呼ばれる地域出身であることや、その地区に住んでいることを理由に結婚を反対されたり、就職や日常生活でさまざまな差別を受けるなど、今なお、基本的な人権が侵害される状況があります。

なぜ、生まれたところや住んでいるところだけを理由に差別を受けないければならないのでしょうか。



## 部落差別解消推進法を知っていますか？

「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が平成28年12月に施行されました。

この法律では、「現在もなお部落差別が存在する」との認識を示し、「日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものである。部落差別を解消することが重要な課題」としています。

## 何を求めているの？

これまでの同和对策事業の根拠となっていた特別措置法は、同和地区の環境改善が主な目的でした。

今回の部落差別解消推進法は、差別の解消が目的で、「国民の理解を深めるよう努め、部落差別の

ない社会を実現する」と明記しています。

国と地方公共団体が連携し、部落差別に関する相談体制を充実させ、部落差別を解消するための教育や啓発を行うよう努め、実態調査を行うものとしています。

## これから何をすればいいの？

今も部落差別によって悩み、苦しい思いをしている人がいます。

そのうち差別はなくなると言っても、このまま何もせず放っておいてよいものではありません。

私たち一人ひとりがまず同和問題を正しく理解すること、そして同和問題を自分の問題として考え、差別を「しない」から差別を「なくす」意識を持って行動することが大切です。

## 法律ができたけれど…

昨年、「障害者差別解消法」や「エイトスピーチ解消法」など、個別の人権課題を解決するための法律が次々と整備されてきました。部落差別、障がい者差別、外国人差別に限らず、あらゆる差別や偏見に基づく行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

それは法律が整備されていても、されていなくても、日本国憲法に規定された、基本的人権を尊重することにほかなりません。

これからも、私たち一人ひとりが差別をなくす主体者として行動することで、すべての人の人権が守られた「輝く未来」をつくりましょう。

個人権政策課 同和政策係

☎ 551-0108 554-1123



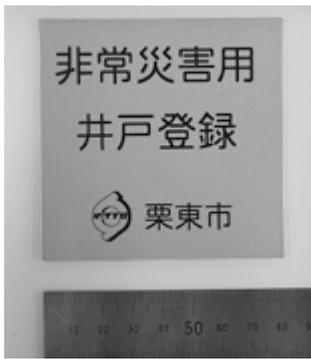
## 非常災害用井戸に 登録ください

災害などの発生により水道が長期間断水となった場合、市は給水活動を行います。トイレ・掃除などの生活用水は、地域の皆さんに無償で提供いただける井戸が重要な役割を果たします。

家庭や企業が所有している井戸がありましたら、非常災害用井戸の登録にご協力ください。

学区	登録数
金勝	16
葉山	11
葉山東	0
治田	3
治田東	1
治田西	1
大宝	4
大宝東	1
大宝西	9
計	46

▶平成29年7月現在の登録状況（うち企業登録2か所あり）



▲登録証（近隣から見える所に掲示をお願いします）

☎ 551-0134

☎ 554-3806

## 「栗東市いきいき活動ポイント事業」活動の輪が拡大中

昨年10月から開始した「栗東市いきいき活動ポイント事業」。8月1日現在で212人がボランティアとして登録し、活発に活動しています。1年間の活動を間もなく終え、10月からポイント交換（ポイント数に応じてマロンカード加盟店や作業所の買い物券に交換、もしくは善意銀行や団体へ寄付）が始まります。

活動に登録するには説明会への参加が必要です。皆さんもボランティアとして登録し、施設での活動、地域の高齢者サロンやいきいき百歳体操の運営支援、ごみ出しなどの在宅生活支援に取り組んでみませんか。

●説明会（研修会）を開催  
日時：10月3日（水）  
10時30分～12時

・場所：なごやかセンター  
・申込み：栗東市社会福祉協議会 ☎554-6105  
※登録済みの人がこの研修に参加した場合、手帳にスタンプが押印されます。

☎ 551-1940  
☎ 552-9320

☎ 551-1940

## 大切な人や自分の最期を考えませんか

「生き方カフェ」で語り合いました

「大切な人や自分の最期を考えよう」として平成25年度から「栗東市介護者の会」と共催で「生き方カフェ」を開催しています。

テーマは「大切な人と自分の最期を考えよう」ということ。今年

### 11月18日（土）、「さあ来い！ 老後」フォーラムを開催

周りの人や自分の最期を考えよう。つめる人を一人でも増やそうと、平成27年度から栗東芸術文化会館ささら中ホールにてフォーラムを開催し、毎回200人以上の参加があります。

今年11月18日（土）に開催し、講師として花戸貴司さんをお招きします。花戸さんは東近江市永源寺診療所の所長であり、地域に根ざした「在宅医療」を実施しています。

「自宅でご家族や地域の人びとに囲まれて生活したい」「住み慣れた自宅で最期を迎えたい」と思っている皆さんを支援されており、平成27年度に開催した、シンポジウムの写真展のモデルでもあ

を自分らしく生きること。市民と医療・福祉の専門家がともに語り合う栗東市の唯一の場で、自分の生き方や旅立ち方の風景を描いてみませんか。

どんな最期を迎えたいのか、そのためには今をどう生きていくのか。この機会に、自分を見つめ直してみませんか。

ります。

皆さん、ぜひご参加ください。



☎ 551-0285

☎ 551-0548

# 「屋外広告物クリーンキャンペーン」を実施

■9月1日～10日は「屋外広告物適正化旬間」  
国土交通省の設定により、県下一斉に「屋外広告物クリーンキャンペーン」を実施します。

市では、期間中にパトロール、違反広告物に対する是正指導、簡易除却などをします。市内で広告物を所有・管理している人は、この機会に安全点検をし、老朽化による倒壊や落下などの恐れのあるものは、撤去や改修などの適切な措置をしてください。

## ■屋外広告物とは…

ポスター、はり紙、立看板など、屋外に設置され、公衆に向けられて、常時または一定期間継続して表示された広告物です。営利を目的とするものに限りません。

屋外広告物を掲出するには、許可が必要です。必要な許可を得ていない場合は違反広告物となります。

岡都市計画課 景観・まちづくり係

☎551-00116 FAX552-77000

## 防災関連資機材の寄贈を受けました



8月9日、滋賀県電気工事工業組合より、LEDヘッドランプ5台と防滴メガホン7台を防災関連資機材として寄贈いただきました。これは、本市の安全・安心なまちづくりを願って寄贈いただいたものです。

市では、平時から災害時対応物資などの整備を行っています。

今回、滋賀県電気工事工業組合から寄贈いただいた、防災関連資機材も、有効に活用させていただきます。



## 市長からのメッセージ

～市民の皆さまへ～

### 災害に強いまちを目指して

9月1日は防災の日です。本市は平成25年の台風第18号により甚大な被害を受けました。また、本年8月上旬に日本列島を縦断し、大雨・暴風をもたらした台風第5号は記憶に新しいと思います。対応していただいた皆さまの「理解・ご協力に心から感謝申し上げます。

災害に備え、市では、同報系防災行政無線や緊急通報メール、防災・防犯情報配信システムなどで皆さまに情報提供できるよう努めています。また、防災訓練の実施、防災士の育成など、自治会や自主防災組織との連携を深め、助け合う地域づくりを目指しています。あわせて、湖南4市との相互応援・連携協定や、地元企業や関連団体との災害時の応援協定の締結などにより、市全体の防災力・減災力を高めるために取り組んでいます。

「栗東市総合防災マップ」は、市内で発生が予想される災害に対する知識と備えをまとめています。

ので、ぜひご活用いただき、日頃から災害への備えをお願いします（市ホームページにも掲載）。

まだまだ台風シーズンは続きます。万が一の際、被害を最小限に抑えるには、行政・消防機関による救助や救援などの「公助」はもちろんのこと、市民の皆さん一人ひとりが、自分の身を自分の努力によって守る「自助」、また地域で互いに協力し合う「共助」の有効な連携が必要です。市全体・地域全体で災害に強いまちづくりを進めていきましょう。



▲「栗東市防災総合訓練」で市の防災力を強化

栗東市長

野村昌弘



## 子育て情報

### ～就園に向けて～

子どもが入園を迎える時期が近づくと、親は、衣服の着脱や食事、トイレの自立など、自分で「できる」「できない」に目を向けてしまい、「入園までに〇〇ができるようにならないと」とあせる気持ちが出てきます。

生活習慣の自立に向けて、毎日の生活の中で大人が丁寧な関わりをし、少しずつ自分でできることを増やしていけるといいと思います。できた時は「がんばったね」「ここまでできるようになったね」とたくさん褒め、子どもに自信をつけてあげることが大切です。できなくても「今度また一緒にできるようにがんばってみようね」と励まし、支えてあげましょう。

「こんなこともできないの」という否定的な言葉は絶対に使わないようにしましょう。おおらかな気持ちで子どもを受けとめ、良い所を見つけて伸ばしてあげられるといいですね。

子どもは、親に褒められたり認められたりすることで「自分は親に大切にされ、愛されている存在なんだ」と実感します。これが子どもの自尊心につながります。

そして園にはお友達がたくさんいて、おもちゃや絵本がありとても楽しい所だと伝え、子どもが期待できる言葉がけをしてあげてください。親子が、愛着や信頼関係で結ばれ、家庭が子どもにとって安心できる場所になることが、一番大切です。それが家庭以外の集団生活という新しい世界で、その子らしくいられることを支えるのです。



#### 園地域子育て支援センター

- ・大宝東児童館内 ☎ 551-2370 FAX 551-2330
- ・治田西カナリヤ第三保育園内  
☎ 553-3907 FAX 553-3908
- ・金勝児童館内 ☎ 558-3527 FAX 558-3527
- ・治田東児童館内 ☎ 554-6115 FAX 554-6116

### ～CO<sub>2</sub> 排出権取引のもうけ話に乗らないで～

**Q** 自宅に訪問してきた業者から、「投資に興味はないか。必ずもうかる」とCO<sub>2</sub> 排出権取引に関するもうけ話の勧誘を受けた。仕組みはよくわからなかったが、業者に言われるまま 100 万円を支払った。その後、値上がりしていると勧誘され、追加で 250 万円増資した。最近、価値が無くなると業者から連絡を受けて動揺している。

**A** 業者の資料などによると、CO<sub>2</sub> 排出権そのものを取引しているのではなく、CO<sub>2</sub> 排出権の差金決済(有価証券の受渡しを行わず、売りと買いの差額の授受による決済)取引を行っているものと考えられます。これは、預けたお金の何十倍もの取引を行うため、多大な損害を被ることもあるハイリスクな取引で、プロの投資家にとっても複雑なものです。知識や経験のない一般の消費者は、絶対に手を出してはいけません。取引するつもりがなければ、はっきり断りましょう。

園自治振興課 消費生活相談窓口

☎ 551-0115 (局番なし188) FAX 551-0432  
滋賀県消費生活センター ☎ 0749-23-0999



## 草津警察署安全伝言板

### 秋の全国交通安全運動

9月21日(木)から30日(土)までの10日間、秋の全国交通安全運動が実施されます。

<全国重点活動>

1. 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
2. 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
4. 飲酒運転の根絶

また、秋の全国交通安全運動期間最終日の9月30日(土)を「交通事故死ゼロを目指す日」としています。交通事故のない安全安心な滋賀を目指し、交通マナー向上の輪を広げましょう。

園草津警察署 交通課

☎ 563-0110 FAX 563-0116